第八条　効力発生

１　各署名国政府は、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を書面により他の署名国政府に通告する。この議定書は、日本国政府及び少なくとも一のＡＳＥＡＮ構成国の政府がその通告を行った日の属する月の後二番目の月の初日に、それらの通告のうち最後のものが行われた日までに自らの政府がそのような通告を行った署名国の間で、効力を生ずる。

２　日本国政府及び少なくとも一のＡＳＥＡＮ構成国の政府が１の規定に従って通告を行った日の後に、１の規定に従って通告を行うＡＳＥＡＮ構成国については、この議定書は、当該ＡＳＥＡＮ構成国が当該通告を行った日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

３　２に規定するＡＳＥＡＮ構成国は、この議定書が自国について効力を生ずる時までにＡＪＣＥＰ協定第七十七条５の規定に従って合同委員会によって採択され、効力を生ずる改正により拘束される。この３の規定は、この議定書の効力が生じたＡＪＣＥＰ協定の締約国が、この議定書が当該ＡＳＥＡＮ構成国について効力を生ずる日の前に当該ＡＳＥＡＮ構成国について当該改正を適用することを妨げるものではない。

４　この議定書は、ＡＪＣＥＰ協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

英語により本書二通を作成し、二千十九年二月二十七日に東京で、二千十九年三月二日にカンボジアのシェムリアップで、及び二千十九年四月二十四日にハノイで署名した。

日本国政府のために
　河野太郎
ブルネイ・ダルサラーム国政府のために
　アミン
カンボジア王国政府のために
　ソラサック
インドネシア共和国政府のために
　エンガル
ラオス人民民主共和国政府のために
　Ｋ・Ｐ
マレーシア政府のために
　ダレル
ミャンマー連邦共和国政府のために
　タウン・トゥン
フィリピン共和国政府のために
　ＲｍＬ
シンガポール共和国政府のために
　ＣＳ
タイ王国政府のために
　チュティマ・ブンヤプラパサラ
ベトナム社会主義共和国政府のために
　トゥアン・アイン

付録一

目次

前文
第一章　総則
第一条　一般的定義
第二条　原則
第三条　目的
第四条　透明性
第五条　秘密性
第六条　租税
第七条　一般的例外
第八条　安全保障のための例外
第九条　非政府機関
第十条　他の協定との関係
第十一条　合同委員会
第十二条　全締約国間の連絡
第二章　物品の貿易
第十三条　定義
第十四条　物品の分類
第十五条　内国の課税及び規則に関する内国民待遇
第十六条　関税の撤廃又は引下げ
第十七条　関税上の評価
第十八条　非関税措置
第十九条　譲許の修正
第二十条　セーフガード措置
第二十一条　国際収支の擁護のための措置
第二十二条　税関手続
第三章　原産地規則
第二十三条　定義
第二十四条　原産品
第二十五条　完全に得られ、又は生産される産品
第二十六条　完全には得られず、又は生産されない産品
第二十七条　域内原産割合の算定
第二十八条　僅少の非原産材料
第二十九条　累積
第三十条　原産資格を与えることとならない作業
第三十一条　直接積送
第三十二条　こん包材料及びこん包容器
第三十三条　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料
第三十四条　間接材料
第三十五条　同一の又は交換可能な材料
第三十六条　運用上の証明手続
第三十七条　原産地規則に関する小委員会